

# 計画年休に関する実態調査及び法理論・立法論的研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-11-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Nako, Michitaka メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00067419">https://doi.org/10.24517/00067419</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 計画年休に関する実態調査及び法理論・立法論的研究

Research Project

All

## Project/Area Number

03620022

## Research Category

Grant-in-Aid for General Scientific Research (C)

## Allocation Type

Single-year Grants

## Research Field

社会法学(労働法, 社会保障法, 経済法等)

## Research Institution

Kanazawa University

## Principal Investigator

名古 道功 金沢大学, 法学部, 助教授 (80172568)

## Project Period (FY)

1991

## Project Status

Completed (Fiscal Year 1991)

## Budget Amount \*help

¥1,000,000 (Direct Cost: ¥1,000,000)

Fiscal Year 1991: ¥1,000,000 (Direct Cost: ¥1,000,000)

## Keywords

計画年休 / 年次有給休暇 / 労使協定 / 労働協約 / 連続休暇

## Research Abstract

1 本研究においては、計画年休の実態調査と比較法研究を行った。

(1)実態調査では、10の企業及び労働組合から聞き取り調査をした。そこで明らかとなったのは次の諸点である。(1)計画年休は大きく全社一斉型、事業場一斉型そして個人別付与型に区別される。(2)連休は、大型化しているところは少ない。(3)個人別付与型においては、i年休取得時季の指定ないしは奨励をしている場合がある。ii取得日の決定方法は労働者が計画表に記入し、それを職制が調整する。労働者の希望取得日が重なった場合の優先基準を定めているところがあるがわずかである。(4)計画年休に関する労働協約ないしは労使協定の法的拘束力は一斉型で背定されるが、個人別付与型ではそれが否定されている。(6)計画年休の変更は原則として禁止されている。(2)次に、比較法研究は文献により行った。特にドイツでは、(1)法律において連休の単位(最低2週間)、優先基準、変更事由などが明記されている。(2)取得日の決定にあたっては、事業場における労働者の代表組織である経営協議会が関与している。(3)病休制度などが充実しており、年休を本来的目的にそって利用できる環境にあるなどが明らか

になった。

2以上の研究から解明された点のなかで特に重要なのは、以下の事項である。

(1)計画年休に対して正当な評価が与えられるべきである。(2)一斉型よりは、個人別付与型のほうが労働者個人の年休権の充実という観点からしてすぐれている。(3)労基法上の計画年休に関する規定は不十分であり、少なくとも、連続取得、優先基準を明記するとともに、労働者の過半数代表についての法整備を進め、労働者の意向を十分に反映させる手続を完備しなければならない。(4)病休制度などを創設していく必要がある。

## Report (1 results)

---

1991 Annual Research Report

## Research Products (1 results)

---

All Other

All Publications (1 results)

[Publications] 名古 道功: "わが国における計画年休の実態と理論上の課題" 労働法律旬報. (1992)



URL: <https://kaken.nii.ac.jp/grant/KAKENHI-PROJECT-03620022/>

Published: 1991-03-31 Modified: 2016-04-21